



(題字 瀧澤 弘 学長)

第452号  
(平成14年8月号)

8月のトピックス

◇ 7日～9日 中国遼寧省阜新市実験中学校代表团が本学を表敬訪問



△教育学部会議室で開催された懇談会

◇ 30日 県内3大学再編・統合問題に関する説明会を開催



## 目 次

関 係 法 令 .....	3
学 事	
◆ 富山県内国立3大学再編・統合問題に関する説明会を開催 .....	3
◆ 平成14年度教育改善推進費（学長裁量経費）採択結果 .....	4
人 事 異 動 .....	7
学 内 諸 報	
◆ 富山大学説明会を開催 .....	8
◆ 中国遼寧省阜新市実験中学校代表団が本学を表敬訪問 .....	8
◆ 海外渡航者 .....	9
主 要 行 事 .....	11
お 知 ら せ	
◆ 人事院勧告の概要 .....	12
訂 正 .....	22

## 関 係 法 令

(政 令)

- 勲章従軍記章制定の件等の一部を改正する政令 (277)  
(平成14. 8. 12官報第3423号)
- 褒賞条例の一部を改正する政令 (278) (同)

(省 令)

- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令 (総務58) (平成14. 8. 1 官報第3416号)
- 社会教育調査規則の一部を改正する省令 (文部科学36) (平成14. 8. 20官報第3429号)
- 教科用図書検定規則の一部を改正する省令 (同37) (平成14. 8. 29官報第3436号)

(告 示)

- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定した件 (文部科学158) (平成14. 8. 2 官報

号外第170号)

- 短期大学, 短期大学の学科及び学部の学科の廃止を認可した件 (同161) (平成14. 8. 8 官報第3421号)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律の規定に基づき, 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を定めた件 (同163) (平成14. 8. 9 官報号外第175号)
- 在外教育施設の認定を取り消した件 (同166) (平成14. 8. 14官報第3427号)
- 在外教育施設の指定を解除した件 (同167, 168) (同)
- 在外教育施設の認定変更を承認した件 (同169) (同)
- 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目を確認した件 (総務487) (平成14. 8. 21官報第3430号)
- 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目を確認した件の一部を改正する件 (同488~494) (同)
- 義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する件 (文部科学172) (平成14. 8. 29官報第3436号)

## 学

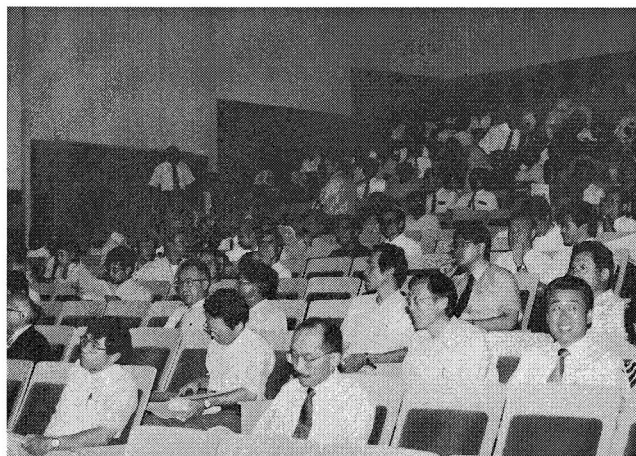
## 事

## 富山県内3大学再編・統合問題に関する説明会を開催

8月30日(金), 新大学構想協議会主催の富山県内国立3大学の再編・統合に関する説明会が黒田講堂で開催され, 3大学教職員約470人が出席しました。

説明会は, 示村悦二郎 北陸先端科学技術大学院大学長の司会のもとに進行し, まず3大学の学長が「再編・統合の必要性」「新大学の構想」「再編・統合に向けての課題」の3つの課題についてそれぞれ各大学の立場から説明を行いました。

その後, 教職員から再編・統合についての質疑が各大学長に対して行われ, 予定時間の午後7時を超過する盛況ぶりでした。



## 平成14年度教育改善推進費（学長裁量経費） 採択結果

（学長談話）

本年度の教育改善推進費（いわゆる学長裁量経費）については、本学への文部科学省からの配分額は1億4,297万円余りであり、学内からの要求総額は平成12年度を上回る7億5,599万円余りの額にのびりました。

採択結果の公表に際し、配分についての基本的な考えについて述べます。

応募者に薄く平等に配分することは、この経費の主旨に反するだけでなく、せっかくの経費の有効利用に反するために、優先順位を考え、かなり重点的な配分に致しました。

まず必要最小限と考えられる継続的必要経費があります。昨年度はご承知のように入試合否判定ミスとその隠蔽の責任を問われ、教育改善推進費はゼロでしたが、しかし、公開講座や図書館目録データベースの整備など継続性をもった必要欠くべからざるものには他の事項の経費から補填した経緯があります。本年度も事務局経費を

含め、大学として継続的に必要と考えられる件について配分しました。

ついで、富山大学として教育研究や社会的貢献の面で今後重点的に取り組むべき事項を中心に、例えば21世紀COEに応募した研究に、また秋からのオープンクラスの実施、大学改革に伴う諸経費などに重点配分をいたしました。金額では要求額に程遠いものと思いますが、将来に向けて芽を出し育てるのに役立てばと願っております。また差し迫った法人化への対応も他大学に遅れをとってはならず、応分の経費を認めました。

以上、総体的に見て、申請書類の中には真意を疑う杜撰なものも若干ありましたが、ほとんど全て意欲的な申請で、取捨選択に悩みました。従って今回不採用になった申請も不資格のためではなく、予算上の限度のための優先順位によるものである事を申し上げ、今後の申請に期待する次第です。

### ①国際的に評価されている研究

部局名	プロジェクト名	採択金額 (千円)	代表者
人文学部	日本現存朝鮮本総合目録の作製と朝鮮学資料の蒐集と整備	5,000	藤本幸夫 教授
理学部	宇宙環境で生物の生理機能はどのように変化するか？ －国際宇宙ステーションでの実証実験を目指して－	7,000	神阪盛一郎 教授
”	ゴマ種子を利用した有用物質の効率的生産システムの開発	4,000	山田恭司 教授
”	富山湾海水より単離した重油分解菌の重油分解機能と性格付け	4,500	中村省吾 教授
”	創薬を目指した生物活性化化合物の合成法の開発と生物活性評価	5,000	平井美朗 教授
”	強相関電子系の強磁場下における超伝導・磁性特性と機能性素子の物理学的開発研究	7,000	石川義和 教授
工学部	老人ボケの原因解明と治療法の開発	6,000	佐々木和男 教授
”	超大有機ELパネルを志向した新デバイスプロセスの提案と展開	6,000	女川博義 教授
”	表面の極近傍に存在する水の構造評価に基づく生体適合性高分子材料の分子設計	7,000	北野博巳 教授
”	モバイル型ナノ加工・計測システムの開発研究	5,000	森田 昇 教授
極東地域研究センター	東北アジア労働市場の変容に関する研究	1,000	堀江典生 助教授
”	環日本海における水循環とそれに伴う汚染物質の動態：立山連邦から富山湾にかけての環境モニタリング	7,000	川田邦夫 教授
	12 件	64,500	

## ②教育方法等改善，教養教育及び学生厚生補導充実のための経費

部局名	プロジェクト名	採択金額 (千円)	代表者
人文学部	「学生による授業評価」を中心とした人文学部FD	1,500	自己点検委員会委員 吉田俊則 教授
教育学部	現代の児童・生徒の疲労・ストレスが心身に及ぼす影響－睡眠・覚醒リズムの乱れが集中力や情緒の安定に及ぼす影響－	2,500	神川康子 教授
"	講義室内固定式スクリーン取替	600	学部教務委員会委員長 新里眞男 教授
教育学部 附属学校	「子供の願いを生かす“小動物飼育舎・自然観察園”改修」プロジェクト	800	附属小学校 校長 雨宮洋司
"	一人一人の教育的ニーズに応じた支援はどうあるべきか－個別指導計画・支援ツール・児童生徒を取り巻く環境－	1,000	附属養護学校 校長 芝垣正光
経済学部	ビジネススクールにおける教育方法と教材に関する調査研究	3,500	増田信彦 教授
理学部	富山大学の複数の学部における測量学実習教育の改善とJABEE対応	2,000	酒井英男 教授
工学部	授業評価の推進	1,000	学部教務委員会委員長 石原外美 教授
"	人間性豊かな機械工学教育プログラムの継続的改革と実践のためのJABEE申請	1,500	松木賢司 教授
"	マルチメディアおよびバーチャルリアリティの実践教育のための基本設備の充実	3,500	唐 政 教授
附属図書館	図書館目録データベースの整備	3,500	附属図書館長 山地啓司 教授
総合情報処理センター	Web型教育支援システムの整備	3,000	センター長 村井忠邦 教授
留学生センター	異文化理解教育による国際感覚の涵養に関する研究と実践	1,000	センター長 小島 満 教授
放射性同位元素総合実験室	内部被ばく管理システムの整備	4,300	室長 井上 弘 教授
ベンチャービジネスラボラトリー	公募による学生などのビジネスプランの起業に向けての実証的研究	2,000	ベンチャビジネスラボラトリー長 池野 進 教授
学生部	教養教育における学生による授業評価の実施	2,300	教養教育実施機構長
"	「留学生のための初習英語」の教育実践方法の開発	1,500	"
"	総合科目特殊講義	400	"
"	合否判定資料作成プログラム開発	3,000	入学試験実施委員会委員長
総務部	大学改革に伴う設備経費（教育研究活動等のデータベース化）	4,500	企画室長
	20件	43,400	



## ③地域社会等との連携協力推進、情報化の推進及び独法化対応に必要な経費

部局名	プロジェクト名	採択金額 (千円)	代表者
教育学部	富山湾における蟹気楼の発生理由の解明	1,500	市瀬和義 教授
教育学部	モバイルマルチメディア・キャンパスネット・モデルプロジェクト	1,800	黒田卓助 教授
経済学部	夜間主教育における情報倫理教育システムの整備	1,500	柳原佐智子 助手
理学部	微量生体分子の高感度測定系の開発とバイオ分野への応用	1,400	内山 実 教授
工学部	雪国北陸における都市景観照明とライトアップによる地域活性化に関する研究	2,000	中嶋芳雄 教授
"	高等学校への出張講座と工学部紹介(継続)	700	工学部長 龍山智栄 教授
"	中学生対象の公開講座(継続)	400	"
水素同位体 科学研究 センター	プラズマ・スパッタ処理による微粒子表面の均一な極微デザイン	3,500	センター長 渡辺国昭 教授
生涯学習教育 研究 センター	平成14年度富山大学公開講座	1,500	センター長 大石 昂 教授
"	公開授業「オープン・クラス」の実施	2,000	"
"	生涯学習見本市への出展	600	"
"	第4回富山大学親子フェスティバル	1,500	"
機器分析 センター	分析機器共同利用の効率化	1,400	センター長 森 克徳 教授
水質保全 センター	富山大学PRTR法対応プロジェクトI(薬品管理支援システムと物品請求・予算照会システムとの連携)	1,500	センター長 田口 茂 教授
総務部	富山大学ホームページのリニューアル	2,500	企画室長
"	シーズ展示に係る情報資料作成等の整備	1,000	研究協力課長
経理部	事務用パソコン経年に伴う更新	2,500	経理課長
"	「富山大学行政事務ペーパーレス化実施計画」推進に係るソフトウェア等の整備	1,000	経理課長
"	土地の境界確定に要する経費(予備調査経費)	1,000	主計課長
"	国立大学法人に向けての財務諸表等作成への対応支援業務	1,000	法人会計準備室長
"	国立大学法人への移行作業に向けての富山大学会計経理に関する予備調査業務	1,000	"
	21件	31,300	
	合計 57件	139,200	

# 人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏名	異動前の所属官職	異 動 内 容
採 用	14. 8. 1	都留 泰作		助教授 人文学部 (国際文化学科文化環境論)
	"	山岡 通宏		教 授 経済学部 (経済学科政策科学)
任期付任用	14. 8. 13	山田 智子		教 諭 (教育学部附属養護学校) (~15. 7. 18)
臨時的任用	14. 8. 29	野沢 陽子		文部科学事務官 (学生部学生課) (~15. 3. 31)
任用更新	14. 8. 11	山田 智子	教 諭 (教育学部附属養護学校)	臨時的任用を更新する (~14. 8. 12)
辞 職	14. 8. 31	向後 千春	助教授 教育学部	辞 職
	"	高橋 純	技術補佐員 (総合情報処理センター)	"
	"	谷寄 文寛	" "	"
退 職	14. 8. 13	山田 智子	教 諭 (教育学部附属養護学校)	平成14年8月12日限り任期満了により退職
	14. 8. 29	野沢 陽子	文部科学事務官 (学生部学生課)	平成14年8月28日限り任期満了により退職
育 児 休 業	14. 8. 13	横井 郁子	教 諭 (教育学部附属養護学校)	育児休業 (~15. 7. 18)
	14. 8. 29	中村 良恵	学生部学生課総務係主任	育児休業 (~15. 3. 31)
昇 任	14. 8. 1	中島 省吾	施設課長	文部科学省文教施設部仙台工事事務所所長補佐
	"	西尾 和幸	京都大学施設部建築課課長補佐	施設課長
配 置 換	14. 8. 1	森井 正	岐阜大学経理部経理課長	経理部経理課長
併 任	14. 8. 29	野沢 陽子	文部科学事務官 (学生部学生課)	人文学部・理学部

## 学 内 諸 報

### 富山大学説明会を開催

8月2日（金）に黒田講堂及び各学部を会場として、本年度の富山大学説明会が開催されました。

この説明会は、大学進学を目指す高校2年生及び3年生を対象として、本学の入試内容や教育内容などについての理解を得ることを目的として毎年開催されているもので、今年で15回目を数えます。

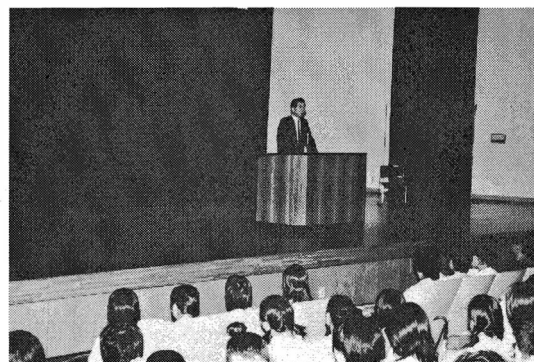
近年は、夏休み期間中に志望大学を見学することが定着したことから、富山県をはじめ、石川県など近県はもとより、遠くは北海道や沖縄県などからの参加者もあり、今年は昨年より約400名増の1,290名余りの参加がありました。

説明会は全体説明会と学部別説明会が午前と午後の2回開催され、午前の部では、人文学部、教育学部及び理学部の説明会が、午後の部では、経済学部及び工学部の説明会が行われました。

全体説明会は、今年は人文学部参加希望者が増えたことから、黒田講堂及び人文学部校舎で開催され、塩澤・

風巻両副学長から、それぞれ本学の教育目標や施設など全体の概要について説明がありました。

学部別説明会では学部・学科の概要説明、模擬授業、在学生からの説明や実験室等の見学などが行われ、参加した高校生は、進路決定の参考にしようと熱心に説明に聴き入っていました。



△黒田講堂で行われた全体説明会

### 中国遼寧省阜新市実験中学校代表団が本学を表敬訪問

教育学部附属中学校と友好校関係協定を締結している中国遼寧省阜新市実験中学校の代表団一行26名が、8月7日（水）から9日（金）まで教育学部附属中学校を訪問しました。

8月7日に富山第一ホテルで開催された歓迎会では、清水校長の歓迎の挨拶の後、生徒会役員による校歌合唱や附属中学校の紹介がありました。その後、PTA・生徒会企画による歓迎夕食会が催され、屋台形式のゲームを通じて生徒間の交流が活発に行われました。

翌8日（木）には、薬品メーカーの「広貫堂」や利賀村の五箇山合掌集落、富山新港に係留してある帆船「海王丸」を見学し、富山県の歴史・文化に触れました。また、同日、附属中学校生徒の家でホームステイをし、交流を深めました。

訪問最終日の9日には、教育学部長を表敬訪問し、教育学部教官を交えて催された懇談会では、実験中学校の

生徒から富山県の印象やホストファミリーとの交流体験について発言があり、終始和やかに歓談が行われました。

今回の交流を通して、日中両国の子供たちが友情を深めるとともに、今後、お互いに刺激しあい、志を高く持って切磋琢磨しながら豊かな未来を切り拓くことが期待されます。



△教育学部玄関前での記念撮影



渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡航先国	目 的	期 間
外国出張	教育学部	教授	渡 邊 信	アメリカ合衆国	アメリカ藻類学会において研究打ち合わせ, 情報・資料収集	14. 8. 1 ~ 14. 8. 10
	工学部	助教授	廣 林 茂 樹	アメリカ合衆国	E D A 2002に出席, 研究発表	14. 8. 3 ~ 14. 8. 9
	工学部	助教授	小 出 眞 路	中 国	IAUシンポジウム214「宇宙物理学における高エネルギー課程と現象」に出席, 発表	14. 8. 4 ~ 14. 8. 11
	工学部	講 師	瀬 田 剛	中 国	11th International Conference on Discrete Simulation of Fluid Dynamics and Soft Condensed Matter に出席	14. 8. 4 ~ 14. 8. 10
	経済学部	教授	金 泰 吉	韓 国	韓国の経済構造調整に関する実態調査	14. 8. 10 ~ 14. 8. 21
	理学部	助教授	和 田 直 也	韓 国	第8回国際生態学会に出席, 発表	14. 8. 10 ~ 14. 8. 18
	工学部	教授	寺 山 清 志	中 国	CATS-2002国際会議に出席, 研究発表, 資料収集	14. 8. 14 ~ 14. 8. 21
	工学部	助 手	橋 爪 隆	中 国	CATS-2002国際会議に出席, 研究発表, 資料収集	14. 8. 14 ~ 14. 8. 21
	工学部	教授	椿 範 立	アメリカ合衆国	第224回アメリカ化学会に出席	14. 8. 16 ~ 14. 8. 24
	工学部	講 師	米 山 嘉 治	アメリカ合衆国	第224回アメリカ化学会に出席, 資料収集	14. 8. 16 ~ 14. 8. 24
	理学部	助 手	渡 邊 了	オ ラ ン ダ	電気インピーダンス測定による岩石内の液体の形態変化に関する研究	14. 8. 18 ~ 14. 10. 19
	教育学部	助教授	磯 崎 尚 子	連 合 王 国	研究課題に関する資料収集	14. 8. 19 ~ 14. 8. 29
	人文学部	助教授	高 橋 浩 二	連 合 王 国	国際動物考古学会に出席	14. 8. 19 ~ 14. 9. 2
	人文学部	助教授	中 井 精 一	連 合 王 国	国際動物考古学会に出席	14. 8. 19 ~ 14. 8. 31
	人文学部	助教授	内 山 純 藏	連 合 王 国	国際動物考古学会に出席, 研究資料収集	14. 8. 19 ~ 14. 9. 2
	理学部	助教授	大 藤 茂	ロ シ ア	地質調査	14. 8. 20 ~ 14. 9. 9
経済学部	教授	澤 井 啓	シ ン ガ ポ ール	アジア・オセアニア国際商事仲裁研究プロジェクト・フォローアップインタビュー	14. 8. 24 ~ 14. 9. 2	

渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡航先国	目 的	期 間
外国出張	経済学部	助教授	岸本 壽生	タイ, 香港	SMNに関する調査	14. 8. 25 } 14. 9. 10
	経済学部	助教授	中村 和之	フィンランド	国際財政学会 (IIPF) に出席, 情報収集, 資料収集	14. 8. 25 } 14. 8. 30
	工学部	教授	池野 進	南アフリカ	第15回電子顕微鏡学国際会議に出席	14. 8. 30 } 14. 9. 9
	工学部	助教授	山口 昌樹	スイス, スウェーデン, ドイツ	研究打ち合わせ	14. 8. 31 } 14. 9. 28
	工学部	助教授	松田 健二	南アフリカ	第15回電子顕微鏡学国際会議に出席	14. 8. 31 } 14. 9. 9
海外研修	人文学部	講師	林 夏生	韓 国	資料収集	14. 8. 3 } 14. 8. 7
	人文学部	助教授	藤野 真子	台 湾	台湾南部地方劇関係資料の調査・研究	14. 8. 6 } 14. 8. 18
	経済学部	教授	小倉 利丸	タ イ	「ネオリベラルグローバル化に対するアジア太平洋地方の動員」会議に出席	14. 8. 8 } 14. 8. 17
	理学部	助教授	大藤 茂	韓 国	地質調査	14. 8. 10 } 14. 8. 14
	教育学部	助教授	藤原 孝章	アメリカ合衆国	ハワイに関する教材開発のための調査, 資料収集	14. 8. 19 } 14. 9. 3
	経済学部	助教授	三浦 哲男	連合王国, ベルギー	EU法制の諸分野についての研究打合せ	14. 8. 24 } 14. 9. 6
	経済学部	教授	水谷内 徹也	韓 国	日韓経済経営第17回 (韓日経商学会) 国際シンポジウムに出席	14. 8. 28 } 14. 9. 2
	理学部	助教授	石岡 努	フ ラ ン ス	EUCMOS XXVI国際会議に出席, 発表	14. 8. 31 } 14. 9. 7

# 主 要 行 事

## 本 部

- 8月1日 再編・統合検討委員会  
 2日 大学説明会  
 8日 国立大学地域交流シンポジウム

- 28日 学部図書委員会  
 工学部教育業績評価検討会  
 29日 大学院理工学研究科博士前期課程入学試験  
 (第1日)  
 大学院理工学研究科博士後期課程入学試験  
 30日 大学院理工学研究科博士前期課程入学試験  
 (第2日)

## 教 養 教 育

- 8月9日 教養教育企画専門委員会

## 地域共同研究センター

- 8月9日 運営委員会(持ち回り)  
 29日 国立大学共同研究センター専任教官会議

## 人 文 学 部

- 8月2日 学部説明会

## 極東地域研究センター

- 8月7日 運営委員会

## 教 育 学 部

- 8月2日 学部入学試験委員会

## ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

- 8月9日 幹事会  
 23日 運営委員会

## 経 済 学 部

- 8月30日 研究科委員会小委員会

## 理 学 部

- 8月7日 学科長会議  
 22日 大学院部会拡大WG(理・工)  
 29日 大学院理工学研究科博士後期課程入学試験  
 29日～  
 30日 大学院理工学研究科博士前期課程入学試験

## 工 学 部

- 8月1日  
 ～2日 公開講座「考えるものづくり」  
 2日 大学説明会  
 8日 学部入試検討委員会  
 22日 大学院部会拡大WG(理・工)  
 23日 学部国際交流委員会  
 学部学生生活委員会  
 27日 外国人留学生委員会

## お 知 ら せ

## 人事院勧告の概要

平成14年8月8日、人事院は国会及び内閣に対し、国家公務員法、一般職の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員制度改革が向かうべき方向について報告しました。

給与勧告の骨子、俸給表（本学適用分に限る。）及び公務員制度改革に関する報告の骨子は、以下のとおりです。

## 給与勧告の骨子

## ○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 官民給与の逆較差（ $\Delta 2.03\%$ ）を是正するため、給与勧告制度創設以来初の月例給引下げ改定  
～ 俸給表の引下げ改定及び配偶者に係る扶養手当の引下げにより措置
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（ $\Delta 0.05$ 月分）
- ③ 3月期のボーナスを廃止し6月期と12月期に再配分。併せて、期末手当と勤勉手当の割合を改定
- ④ 年間給与で実質的な均衡を図るため、不遡及部分については、12月期の期末手当の額で調整  
～ 平均年間給与は4年連続の減少（ $\Delta 15.0$ 万円（ $\Delta 2.3\%$ ））

## 1 給与勧告の基本的考え方

- ・ ベア中止、定昇停止、賃金カット等極めて厳しい民間給与の実態を反映して、公務員給与が初めて民間給与を上回るといった状況の下、引下げ改定であっても引上げ改定の場合と同様、官民給与の精確な比較により公務員給与の適正な水準を確保することが、情勢適応の原則にかなうものと判断
- ・ 配分については、職員団体や各府省の人事当局の意見を十分に聴取し検討

## 2 官民給与の比較

約7,900民間事業所の約40万人の個人別給与を实地調査（完了率93.8%）

<月例給> 官民の4月分給与を調査（ベア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、職種、役職段階、年齢、地域など給与決定要素の同じ者同士を比較

<ボーナス> 過去1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○ 官民較差（月例給）  $\Delta 7,770$ 円  $\Delta 2.03\%$  [行政職・・・現行給与 382,866円 平均年齢40.9歳]

（俸給  $\Delta 6,427$ 円 扶養手当  $\Delta 618$ 円）  
（はね返し分  $\Delta 412$ 円 特例一時金（廃止）  $\Delta 313$ 円）

## 3 改定の内容と考え方

<月例給> 官民較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給を引下げ

(1) 俸給表：すべての級のすべての俸給月額について引下げ

- ① 行政職俸給表 級ごとに同率の引下げを基本とするが、初任給付近の引下げ率を緩和、管理職層について平均をやや超える引下げ率（平均改定率 $\Delta 2.0\%$ ）
- ② 指定職俸給表 行政職俸給表の管理職層と同程度の引下げ（改定率 $\Delta 2.1\%$ ）
- ③ その他の俸給表 行政職との均衡を基本に引下げ

※ 特例一時金（年間3,756円（月当たり313円））は廃止

- (2) 扶養手当
- ・ 配偶者に係る支給月額を引下げ（16,000円→14,000円）
  - ・ 子等のうち3人目以降の支給月額を引上げ（3,000円→5,000円）

(3) その他の手当

- ① 委員、顧問、参与等の手当
    - ・指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
    - ・高度な能力・識見等を有する人材の確保のため特例的な限度額を設定
  - ② 医師の初任給調整手当
    - ・医療職（一） 最高 316,400円→311,400円
    - ・医療職（一）以外（医系教官等） 最高 51,600円→50,800円
  - ③ 俸給の調整額 平成8年改正に係る経過措置を廃止し、新たな措置
- <期末・勤勉手当（ボーナス）>民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.7月分→4.65月分
- ① 3月期の期末手当で引下げ（△0.05月）
  - ② 民間のボーナス支給回数と合わせるため、3月期の期末手当を廃止し6月期、12月期に配分
  - ③ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当の割合を改定（15年度から）
- （一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期	3月期
本年度 期末手当	1.45月（支給済み）	1.85月（現行1.55月）	0.2月（現行0.55月）
勤勉手当	0.6月（支給済み）	0.55月（改定なし）	—
15年度 期末手当	1.55月	1.7月	廃止
勤勉手当	0.7月	0.7月	—

【実施時期】 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施するが、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、12月期の期末手当の額について所要の調整措置

4 地域における公務員給与の在り方

- ・各地域に勤務する公務員の給与水準について、その地域の民間給与をより反映していく配慮が必要
- ・本年は、民間給与のよりの確かな実態把握の観点から、民間給与実態調査について層化・抽出方法を見直し
- ・今後、給与配分の適正化の観点から、俸給制度や地域関連手当等の諸手当の在り方について抜本的に見直し。学識経験者を中心とする研究会を設置し、関係各方面と意見交換しつつ早急に検討

5 公務員給与制度の基本的見直し

- ・職員の職務・職責を基本にその能力・実績等が十分反映される給与制度を構築する必要。現行の労働基本権制約が維持される以上、人事院は今後とも代償機関として、給与勧告、人事院規則の改廃等を通じて、その責務を万全に果たす所存
- ・本年6月に給与制度について大幅に基準化し、本府省の課長・室長への抜擢者は年齢・経験と関係なくポストにふさわしい級への格付けが各省限りで可能。今後とも関係者の意見を踏まえ基準を整備

【その他】

- ・公務の活力を維持するため、実績を上げた職員に報いるよう、特別昇給や勤勉手当を活用する必要
- ・独立行政法人化の一層の進行に伴い、その役職員の給与水準を国として把握することが必要
- ・人事・給与等業務のオンライン化と共通データベース構築によるバックオフィスの電子化推進

【参考】 モデル給与例

（単位：円）

			勤告前		勤告後		年間給与の減少額
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係 員	25歳	独身	189,210	3,158,000	185,600	3,090,000	△ 68,000
	30歳	配偶者	243,910	4,053,000	237,300	3,935,000	△118,000
係 長	35歳	配偶者、子1	328,010	5,523,000	319,700	5,370,000	△153,000
	40歳	配偶者、子2	367,210	6,178,000	358,200	6,011,000	△167,000
地方機関課長	50歳	配偶者、子2	490,690	8,155,000	479,360	7,946,000	△209,000
本府省課長	45歳	配偶者、子2	685,330	11,821,000	669,060	11,507,000	△314,000
本府省局長	—	—	1,148,000	19,576,000	1,123,360	19,076,000	△500,000
事務次官	—	—	1,507,520	25,707,000	1,475,040	25,048,000	△659,000

行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
再任用職員以外の職員	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3 級の 1 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900 円とする。



行政職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
再任 用職 員以 外の 職員	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任 用職 員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円 —	円 —	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
再任 用職 員以 外の 職員	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任 用職 員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
再任	18	271,900	366,000	475,900	
用職	19	279,600	375,500	483,800	
員以	20	286,500	384,800	491,700	
外の	21	293,100	393,800	499,700	
職員	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任		240,800	286,800	359,000	436,200
用職					
員					

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
再任 用職 員以 外の 職員	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34	441,000			
	35	444,600			
	36	447,100			
再任 用職 員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

医療職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200	410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
30			371,400						
再任 用職 員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800	443,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
再任 用職 員以 外の 職員	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任 用職 員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	580,000
2	644,000
3	713,000
4	793,000
5	854,000
6	917,000
7	1,003,000
8	1,082,000
9	1,160,000
10	1,242,000
11	1,317,000
12	1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 公務員制度改革に関する報告の骨子

人事院の果たしてきた役割と反省を踏まえつつ、現在進められている公務員制度改革が向かうべき基本的方向と今後改革を進めるに当たっての留意点等について意見を表明

### 1 公務員制度に対する国民の批判と課題

行政の信頼確保のためには、国民の批判に正面からこたえることが出発点。セクショナリズム、キャリアシステム、退職管理（天下り）、年功主義などの是正を改革の共通認識とする必要

### 2 公務員制度改革が向かうべき基本的方向

#### ○ 国民全体の奉仕者としての公務員の確保・育成

- ・ 知識より問題設定能力、多角的考察力を重視する採用試験改革
- ・ 退職管理の内閣への一元化と在職期間の長期化
- ・ 具体的な数値目標の設定などによる幹部公務員の人事交流の推進
- ・ 不祥事の防止、国民全体の奉仕者としての意識を徹底する研修 等

#### ○ キャリアシステムの見直し

採用時の1回限りの採用試験の別による固定的な人事管理の弊害等を踏まえ、新たな中核人材の選抜・育成システムの構築に向けた検討が必要

#### ○ 公務組織における専門性の強化

外部専門家を積極的に登用する必要。公務部内においても、スペシャリストとして活用されるキャリアパスを用意し、シンクタンク等との人事交流など専門性を磨くことのできる機会等を付与

- 職務・職責を基本とした能力・実績主義の確立  
職務・職責を基本に能力・実績を重視した給与制度の構築とそれを可能とする新たな人事評価制度の導入
  
- 個人を重視した人事管理の推進  
多様な人材の活用と個人の価値観を尊重した人事管理
  - ・ 女性国家公務員の採用・登用の推進
  - ・ フレックスタイム制，短時間勤務制など多様な勤務形態の導入を検討する必要
  - ・ 非常勤職員の制度的整備の検討が必要

### 3 現在進められている公務員制度改革

現在進められている公務員制度改革を国民の期待にこたえた，より実効的なものとするには，具体的な制度設計に当たって上記の基本的方向に留意するとともに，以下の点を踏まえた更なる検討が必要

- ・ 国民全体の奉仕者として中立公正に職務を遂行するという基本理念が改革の原点
- ・ 有識者を含む各方面のオープンな議論や，各府省当局，職員団体との十分な意見調整が必要
- ・ 各府省の人事権の行使に当たっては，公務員が全体の奉仕者として中立公正に職務遂行を果たし得る枠組みが機能することが重要
- ・ 民間企業への再就職の大臣承認制や各府省幹部候補職員の集中育成制度等については，セクショナリズムの助長にならないよう検討する必要
- ・ 採用試験の企画立案については，内閣と人事院が適切な役割分担をすることが適当。合格者の大幅な増加については，慎重な検討が必要
- ・ 公務員の勤務条件について，憲法が要請する労働基本権を制約する以上，代償機能が適切に発揮される仕組みが確保される必要

## 《訂正》

第449号10ページの「学位取得者」の取得年月日に下記のとおり誤りがありました。

誤	正
平成14年4月30日	平成14年3月22日

お詫びして訂正します。





△ 8月7日（水）に開催された中国遼寧省阜新市実験中学校歓迎夕食会



△正門横に設置された「夢大学 in TOYAMA '02」の立て看板

編集 富山大学総務部企画室 〒930-8555富山市五福3190 TEL.(076) 445-6029 FAX.(076) 445-6033  
 印刷所 あげぼの企画(株) 〒930-0031富山市住吉町1-5-8 TEL.(076) 424-1755 FAX.(076) 423-8899